

記

【共通事項】

(人命を最優先とする行動の徹底)

1. 降雪時の農地・農業用施設の見回りは、気象情報を十分に確認するとともに、次の点に留意しつつ、作業者の安全確保を最優先に、対策の徹底を図る。
 - (1) 道路・ほ場周辺で、隣接する用水路、落差等がある場所には近づかない。
 - (2) 見回りをする際には一人では行かない。
 - (3) 滑りにくい靴を履く。
 - (4) 倒壊のおそれのある施設には近づかない。
 - (5) ハウス、畜舎等の雪下ろしを行う際には、ヘルメット等をかぶり、滑りにくい履物を履くなどし、複数人で作業を行う。
 - (6) 大雪や吹雪等の悪天候時には、作業は行わない。
2. 冬季は、降雪等により施設や倉庫等の管理や巡回ができない場合もあることから、日頃から出入口等の施錠を確認するなど、防犯対策に留意する。

【対策】

1. 果樹

枝の折損等を防ぐため、安全が確保できる範囲で、樹園地を見回り、枝等の除雪を行う。被害が発生した場合には、その程度に応じて、折損した枝の修復や被害果の摘果及びせん定を実施するとともに、倒伏や枝裂けが起こった場合には適切な処理を行う。雪に埋まった枝は沈下しないうちに可能な限り掘り起こす。掘り起こしが困難な場合、スコップで雪に切れ目を入れる、または、樹冠下の雪踏みを行う。

2. 園芸用施設

降雪や降雪後の降雨によりパイプハウスが倒壊するおそれがある場合（積雪荷重がおおむね20kg/m²を超えると予想される場合）には、気象庁からその旨の気象情報が発令されることになっていることから、最新の気象情報を常に注視する。

また、次の点を踏まえ、作業の安全確保と施設及び施設内作物の保護に万全を期する。

- (1) 停電発生時には、予備電源の作動を行い、加温機等の起動を行う。また、養液栽培等で作物の萎れが予想される場合、あらかじめ貯水しておいた水を用いて速やかに手動によるかん水を実施する。停電復旧後は、天窓やカーテン等が正常に作動するか確認する。
- (2) 降雪による施設の被害が発生したときは、安全には十分配慮した上で、できる限り早期に施設の破損、倒壊状況等の点検を行うとともに、修復が可能な場合は、早急な修復により室温の確保に努め、低温による栽培作物の生育障害・枯死等の被害を防止する。
- (3) 施設倒壊のおそれがなくなった後、屋根・軒下ハウス間の積雪は、次回の降雪に備えて直ちに除雪する。また、降雪前に被覆材を剥いだ場合でも、施設全体もしくはハウスの軒高を超える積雪があった場合は、埋没したままにしていると、沈降圧に

よる変形、破損等の原因になるため、パイプ部を早めに掘り出すようにする。

- (4) 引き続き積雪が見込まれる場合は、加温設備のあるハウスでは、積雪前に内部被覆（カーテン）を開放した上で暖房を行い、融雪対策に努める。加温設備のないハウスでは、内部を密閉して気密性を高めることで、地熱により室温を上昇させ、内部被覆を開放して屋根雪を滑落しやすくする。最新の気象情報による積雪深がハウスの耐雪強度を大きく上回る場合は、被覆資材を切断除去することで施設への積雪を防ぐ。
- (5) 融雪が見込まれる地域では、栽培施設周囲の「額縁排水」に努めるとともに、積雪下の低日照条件で軟弱な生育になると灰色かび病等に感受性が高くなる傾向があるので、注意深く生育状況を観察し、必要に応じて薬剤の散布を実施する。

3. 野菜、花き

育苗床の設置に当たっては、日照、風向当の環境条件を十分に考慮するとともに、除雪や融雪促進剤の散布を行い、適期育苗に努める。また、作付予定地等において平年よりも融雪が相当に遅延すると見込まれる場合には、除雪、融雪促進剤の散布等による融雪とほ場内から排水を促進することにより、地温の上昇及び湿害の防止に努める。

4. 水稻

水稻育苗用施設（特にパイプハウス）の積雪による破損や倒壊を防ぐため、次の点を踏まえ、施設の保護に万全を期されたい。

- (1) 積雪により被害が予想される施設は、積雪前に施設のパイプを撤去する。その際、アーチパイプのみの解体・撤去によっても、被害の軽減が期待できることに留意する。
- (2) パイプの撤去が不可能な場合、事前に被覆資材を除去することにより、積雪による破損や倒壊を防ぐ。また、積雪深がパイプハウスの肩部を超えると被害が多くなることから、作業の安全を確保した上で、除雪等を適宜実施する。
- (3) 平年であれば降雪量の少ない地域においても、必要に応じて被覆資材を切断除去することで積雪による破損や倒壊を防ぐ。
- (4) 水稻育苗用施設に被害が発生しても円滑に苗を確保できるよう、地域内の他の水稻育苗用施設の所在地等について、事前に確認を行う。

また、融雪が遅れると見込まれる地域においては、融雪促進剤を活用するなど、気象動向に即した対応を図る。

なお、収穫後に乾燥・保管している米については、積雪に伴う自宅倉庫の倒壊等により被害が発生しないよう、適切な場所で保管する。

5. 麦類

適期播種による越冬前の生育確保、根雪前の薬剤散布による雪腐病防除、春先の融雪促進剤の使用による雪腐病の抑制・軽減、融雪後の追肥による生育促進等を実施する。

6. 茶

樹冠面に積雪した場合は、無理な除雪や水による融雪などは行わず、自然融雪を待ち、折損した枝条は切除する。

7. 畜産

(1) 寒冷対策

特に幼畜・幼雛について、消化器病や呼吸器病の予防のため、適切な防風・保温に努めるとともに、適切な換気にも配慮する。また、幼畜等の保温のための機器については、ガスホース、配線及び吊り下げ金具を含め、使用前に清掃や異常の有無を点検する等により、畜舎の火災の発生防止に努める。

畜舎内やパドックが凍結した場合は、砂や融雪促進剤等の散布を行い、転倒等の予防に努める。

また、乳用牛及び肉用牛においては、飲水の凍結防止、飲水後の体温低下の抑制及び水槽周りの凍結による転倒防止が重要であり、飲水の加温や飲水器周辺への滑り止めマットの設置等の対策を講ずるよう努める。

(2) 積雪対策

積雪による畜舎や家畜の事故防止を図るため、安全には十分に配慮した上で、早めの雪下ろし及び畜舎周辺の除雪に努める。

積雪に伴う物流の遅延などに備え、あらかじめ飼料、燃料などについては、家畜を1週間以上飼養するために必要な分量を在庫量として維持するよう、計画的な生産や購入を行い、隔日で集乳されている場合は積雪前に出荷するなど生乳廃棄が生じないように努めること。また、各地域において、あらかじめ行政機関や生産者団体等との連携により、停電や断水等の対応について確認し、被災時には自家発電機による搾乳や生乳冷却等について、早急に対応できるよう努めること。

特に野生イノシシに豚熱の発生が認められる地域においては、積雪による防護柵の破損や、野生イノシシの柵の乗越えに注意する。

その他、これら対策を講じてもなお、不測の事態等により家畜が大量にへい死した場合に備え、被災後に早期に経営再開が行えるように、へい死した家畜の処理方法については事前に検討を行うこと。